

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和二十四年一月奈良県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号に次のただし書を加える。

ただし、宿泊者の数を十人未満として旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の許可の申請がなされた施設にあつては、この限りでない。

第一条第三項第三号中「施設が」を「設備（アにおいて「玄関帳場等」という。）が」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設であつて、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第二条第一項中「旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。以下「法」という。）を「法」に改める。

第三条第六号イを次のように改める。

イ 簡易宿所営業の客室

(1) 宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設にあつては、床面積三・三平方メートルにつき一人

(2) 宿泊者の数を十人以上として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設にあつては、床面積二・四平方メートルにつき一人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、床面積三・二平方メートルにつき二人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。